

議会だより

令和7年第4回定例会

発行：田原本町議会 編集：議会だより編集委員会

令和7年田原本町議会「第4回定例会」が12月3日から15日までの13日間の日程で開催しました。開会日には高江町長から提出議案の説明を受け、会期中、各議案について慎重に審議を行いました。



令和7年第4回定例会 議案の審議結果

議案番号	件名	結果	概要
報第15号	町長の専決事項の指定についての報告	報告のみ	田原本小学校プール等解体及び仮設運動場設置工事の変更契約(廃材処分費減・金属等売却可能な廃材の売却益増に伴う減額)
請願	老人福祉センター存続を求める請願書(紹介議員：吉田議員)	賛成少数で不採択	令和8年3月末廃止予定の老人福祉センターの存続を求めるもの
報第16号	令和6年度田原本町健全化判断比率の報告	報告のみ	令和6年度決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の4指標の全てが早期健全化基準を下回っていることを報告するもの
報第17号	令和6年度田原本町資金不足比率の報告	報告のみ	令和6年度決算における下水道事業会計の資金不足は生じておらず、経営健全化基準を下回っていることを報告するもの
議第48号	令和7年度田原本町一般会計補正予算（第5号）	賛成多数で可決	補正予算額は8,198万円の増額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定や人事配置に伴う人件費889万円の減額を含んだ補正。人件費以外の主な補正内容は次のとおり ●幼稚園から中学校までネイティヴからの英語指導を行う「つなぐグローバル教育事業」の実施にかかる経費 ●老人福祉センター廃止に伴い、町内公共施設を利用する団体にマイクロバスによる移動手段を提供するための経費 ●乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）運営委託に係る経費
議第49号	令和7年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全員賛成で可決	補正予算額は199万3,000円の減額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定や人事配置に伴う人件費263万9,000円の減額を含んだ補正。人件費以外の補正内容は、精算に伴う国庫支出金返納金
議第50号	令和7年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	全員賛成で可決	補正予算額は848万9,000円の減額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定や人事配置に伴う人件費の減額
議第51号	令和7年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）	全員賛成で可決	補正予算額は3,212万9,000円の増額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定や人事配置に伴う人件費535万9,000円の減額を含んだ補正。人件費以外の補正内容は、介護予防サービス給付費の増額及び過年度の国・県等からの介護給付費負担金等の給付実績が確定したことに伴う返納金
議第52号	令和7年度磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）	全員賛成で可決	補正予算額は27万6,000円の増額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定に伴う人件費の増額
議第53号	令和7年度田原本町下水道事業会計補正予算（第1号）	全員賛成で可決	収益的支出の補正予算額は717万1,000円の減額、資本的支出の補正予算額は903万1,000円の減額で、人事院勧告等に伴う給料表等の改定や人事配置に伴う人件費の減額
議第54号	田原本町立乳児等通園支援事業所設置条例	賛成多数で可決	乳児等通園支援事業、通称「誰でも通園制度」を公設民営で実施するため、乳児等通園支援事業所を北幼稚園敷地内に設置するための条例を制定するもの
議第55号	田原本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	全員賛成で可決	児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための条例を制定するもの

議案番号	件名	結果	概要
議第 56 号	田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成で可決	地方公共団体情報システムの統一・標準化に伴い、住登外者を特定する固有の番号を付番・管理する事務を独自利用事務として定め、当該機能を用いて住登外者宛名情報を利用する事務について府内連携に係る規定を追加するもの
議第 57 号	田原本町印鑑条例の一部を改正する条例	全員賛成で可決	電気通信事業法の改正に伴い、本条例の引用部分について所要の改正を行うもの
議第 58 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	全員賛成で可決	令和 7 年人事院勧告等に基づき、官民較差等に基づく給与水準改定等を行うもの
議第 59 号	田原本町税条例の一部を改正する条例	全員賛成で可決	法人町民税について、減免申請により納税が免除されることが明らかな公益法人等に対し申告や課税等を要しない制度を導入するため所要の改正を行うもの
議第 60 号	田原本町立学校設置条例の一部を改正する条例	全員賛成で可決	学校・幼稚園規模適正化検討委員会の一部答申を受け、令和 9 年度末をもって北幼稚園を閉園する方針となったことから、条例に定める幼稚園の中から北幼稚園を削除する改正を行うもの
議第 61 号	田原本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	全員賛成で可決	内閣府令及び児童福祉法等の改正に伴い、関係する条例の改正を行うもの。主な内容は下記のとおり ●保育所等の利用乳幼児の健康診断の規定が改正されたことに伴い所要の改正を行うもの ●「地域限定保育士制度」の一般制度化に伴い、町条例に規定する「保育士」に「地域限定保育士」を加える改正を行うもの ●保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設する改正が行われたことに伴い所要の改正を行うもの
議第 62 号	田原本町都市公園条例の一部を改正する条例	全員賛成で可決	公園の賑わいをより一層促進するため、また、多様化する住民ニーズに対して、より効果的及び効率的な運営が行えるよう民間の活力を取り入れた指定管理者制度を導入できるようにするため所要の改正を行うもの
議第 63 号	田原本町老人福祉センター設置条例を廃止する条例	賛成多数で可決	施設の老朽化が進んでいることや高額の施設維持費用が今後も発生することから、改修及び設備の更新は行わずふれあいセンター、青垣生涯学習センター等への機能集約及び代替施設の機能再編を行うこととし、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止することに伴い設置条例を廃止するもの
議第 64 号	指定管理者の指定について	全員賛成で可決	田原本駅前自転車駐車場及び笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に、(一社) 田原本まちづくり観光振興機構(田原本町)を指定するもの(指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間)
議第 65 号	天理市との定住自立圏形成協定の一部変更について	全員賛成で可決	国の要綱改正に伴い、大和まほろば広域定住自立圏において推進する取組の体系等を改めるため、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもの
議第 66 号	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について	全員賛成で可決	安堵町がし尿処理を天理市に委託することに伴い規約の変更を行うもの
同第 3 号	監査委員の選任につき議会の同意を求ることについて	全員賛成で同意	氏名 上田 和利氏 任期 令和 7 年 12 月 19 日から令和 11 年 12 月 18 日まで
同第 4 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求ることについて	全員賛成で同意	氏名 東口 豪氏 任期 令和 7 年 12 月 25 日から令和 10 年 12 月 24 日まで
同第 5 号	教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求ることについて	全員賛成で同意	氏名 山田 育弘氏 任期 令和 7 年 12 月 24 日から令和 11 年 12 月 23 日まで

賛否が分かれた議案の採決結果

●…賛成 ×…反対
※議長（植田昌孝）は表決に加わりません。

	後藤亮太	名越豊	梅本直子	宮川隆男	前砂政直	杉岡雅司	持田尚顕	梅谷裕規	藤井誠人	村上清司	西川六男	竹邑利文	吉田容工
請願	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	●	●	●
議第 48 号	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	●	●
議第 54 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●
議第 63 号	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	●

各委員会の主な審査状況

総務文教委員会

▶田原本町立学校設置条例の一部を改正する条例

質問 北幼稚園が令和9年度末で閉園となるが、どのような対応になりますか？

回答 保護者のご意見を尊重し、令和8年度及び令和9年度も園児の募集は行います。令和10年度以降は認定こども園田原本幼稚園や認定こども園平野幼稚園に通園となります。

▶田原本駅前及び笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者の指定

質問 選定の主な理由はどのような点ですか？

回答 募集条件で人員配置を見直し公募を行いました。そうしたことで指定管理料が低い額での提案になり、経費削減が図られることが主な理由です。

質問 人員配置の変更で影響はでませんか？

回答 管理者の事務所が施設に近くになることで、迅速に対応が可能となります。

厚生建設委員会

▶田原本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

質問 従来の保育制度と「乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）」との違いは何ですか？

回答 0歳6ヶ月～満3歳未満で、保育所等に在籍していない子が対象。保護者の就労有無にかかわらず、子どもの成長支援と保護者の負担軽減を目的とした制度です。

質問 保育士等の配置はどうなるのですか？

回答 配置基準は保育所と同様ですが、利用児が少なくとも、保育従事者は最低2人配置が必要です。

▶田原本町都市公園条例の一部を改正する条例

▶田原本町老人福祉センター設置条例を廃止する条例

質問 「廃止」とは建物がなくなるのですか？

回答 「老人福祉センター」の名称・役割は廃止し、建物を残したうえで、防災機能を備えた公園「(仮称)ともば！たわらもと」として一体活用するための整備を進めています。

質問 老人福祉センターの建物はどう活用されるのですか？

回答 浴場は老朽化のため終了しますが、カラオケ、飲食、和室の利用などは引き続きできるようにします。現行は「60歳以上の利用可」ですが、今後は全年齢が利用できるコミュニティの場として活用します。

質問 今老人福祉センターを利用している老人クラブ等は今後どうすればいいのですか？

回答 浴場以外のこれまでの機能は今の建物を含め町内の施設（ふれあいセンターなど）で継続し、より使いやすくなるよう充実していきます。（詳細は町ホームページ及び広報たわらもと1月号3ページ）
[ホームページ](#)は[こちら](#)

質問 パブリックコメントの概要は？

回答 令和7年11月11日～24日で実施。意見提出者9名。入浴施設を残してほしいという強い要望の一方で、高齢者だけでなく、全世代が交流できる施設・公園への期待・歓迎の意見をいただいた。



議員間討議

田原本町老人福祉センター設置条例を廃止する条例

議員間討議とは、特定の議題について、議員同士が自由に意見を交わし合う形式の議論のことです。本議案の説明、質疑の後、各委員が意見を述べ合い採決に向けた討議を行いました。

討議では、「世代間の助け合いが必要な時代、高齢者のみを対象とした施設の在り方を見直すべきでは」、「財政面や廃止に伴う代替案が示されている点を評価する」、「老人福祉センターの機能が実質的に残ることから、今すぐ条例を廃止しなくてもよいのでは」、「廃止への不安が先行している。住民への丁寧な説明・周知が必要」などの意見が出されました。



小中学校施設再配置検討特別委員会

▶町からの報告事項に対する質疑

①「第8回田原本町小学校3校統合推進委員会」、②「第4回、第5回田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会」の概要報告を受け、次の質疑を行いました。

- スクールバスの運行の基本方針策定の進捗と今後のスケジュール
- 通学路の安全対策の検討状況
- まほろば小学校工事期間中、運動場が狭くなることへの対応